

平成25年度第1回 倉敷市地域福祉基金運営委員会

日 時 平成25年7月26日(金) 10時00分～11時50分

会 場 倉敷市役所本庁舎7階 701会議室

出席者

委員 三村委員, 植田委員, 山崎委員(副会長), 山磨委員(監事), 岡野委員, 岡本委員(会長)
木村委員, 榊原委員(監事), 藤田委員

事務局

保健福祉局) 岡副参事

保健福祉推進課) 月本課長補佐, 妹尾主任, 久保田副主任

欠席者

委員 石井委員

傍聴者 なし

議事内容(要旨)

(◎会長 ○委員 ■事務局)

1 開 会

委員9名の出席により, 倉敷市地域福祉基金運営委員会規約第9条第2項の規定に基づき, 会議が成立していることを確認し, 開会を宣言した。

今回の会議は委員改選後第1回目の会議であるため, 各委員が自己紹介を行った。

また, 委員の互選について諮ったところ, 前回の会長, 副会長, 監事の方が今回も委員になっているため引き続き依頼してはどうかという意見があり, 会長は岡本委員, 副会長は山崎委員, 監事は山磨委員と榊原委員に決定した。

会長の岡本委員と副会長の山崎委員に議長席への移動と就任あいさつを依頼した。また, 規約に基づき, 会議の進行を岡本会長に依頼した。

2 議 事

(1) 平成24年度事業報告, 決算報告及び監査報告について

■ 資料に従い説明を行った。

○ 基金積立状況表で, 基金と大口寄付分を分けて記載しているが, 大口寄附とそうでないものをどこで線引きしているのか。

■ 大口寄附は高齢者のために使うという趣旨で寄附をいただいているため, 日常生活用具の事業に支出し, その他の分は委託事業と助成事業に使うという分け方をしている。

○ 例えば, どのくらいの金額で大口寄附なのか, 一定の金額以上で用途を示されたものを大口寄附とするのかという大口寄附の基準が聞いたかったのだが。

■ 大口寄附の基準は特に決められていない。9000万というご寄附が特別高額なご寄附で, 高齢者のために使うことを希望されていたので, 別に分けて記載している。

○ この寄附のためだけに別に枠を作り記載しているのか, それとも大口を期待して枠を作っているのか。

■ この9000万の寄附だけのための枠である。

◎ 交付決定額と助成確定額になぜ差があるのか説明して欲しい。

■ 助成の申請を受けて, 交付が決定した金額が交付決定額である。事業を実施した結果, 助成金を

含めた収入より、支出が少なければその分は助成されず、実際の助成額は助成確定額の欄に記載してある金額となる。

承認

(2) 平成25年度事業計画及び予算(案)、各申請団体の審査について

- 資料に従い説明を行った。
- 日常生活用具給付事業だが、個人負担はあるのか。
- 確認して報告する。
- ◎ 日常生活用具給付事業について、対象者は個人なのか団体なのか。例えば、入浴担架は個人宅での使用にはそぐわない感じがしたため、団体が対象なのかと思ったのだが。
- 対象者は概ね65歳以上の寝たきり高齢者の方か一人暮らし高齢者の方であり、個人が対象である。
- 日常生活用具給付事業について、制度を知った方だけが得をするというのはどうなのか。基準等はどこまで決まっているのか。
- 窓口にチラシを置いたり、ホームページなどで広報していると思うが、その他の点については確認してから報告する。
- 65歳以上の寝たきり高齢者の方や一人暮らし高齢者が対象なのに、窓口にチラシを置いて、本当に必要な方に制度を知ってもらえるのか。
- ◎ ケアマネージャーの方などが必要な方に知らせてくれているのではないかと。広く知られると給付件数も増えてくるかと思う。
- 件数さえ増えれば良いのではなく、不公平感がないよう給付することが必要ではないか。
- 介護保険と生活給付事業で、重複するところがないか制度について整理して欲しい。同じものを異なる負担で提供していたらどうかと思うので。他の制度ではカバーできないところへ提供できればよいと思う。
- 制度の重複などについて調査し報告する。
- ◎ 今は日常生活用具だが、他にも、必要とされ提供できるものがあるかもしれないので、その可能性も見すえ、これからも議論していくとよいと思う。
- 参加者にお弁当を出している団体があるが、食糧費の使い方について金銭的な制限は無いのか。
- 以前は決まっていたが、助成金を使いやすくし、ボランティア団体の方に広く利用していただくために制限を廃止した。
- 一概にいけない部分もあるが、全体の金額に対し食糧費の割合が大きくても問題にならないのか。
- 基金からの助成金なので、そういうことも考えていく必要がある。食べることは必要不可欠なものであり、時代の流れから考えて、昼食代は自分達で負担するなど規制も必要だと思う。
- ◎ 単なる飲食ではなく、支援的な要素が含まれるものに関しては助成対象と考えてよいのではないかと。
- 基金の助成は3年間しか受けられないので、食糧費の全額を助成金でまかなおうとすると、その後活動を継続していくことができなくなる。参加費をとるなどして、4年目以降のことも考慮にいたした活動をして欲しい。
- 何らかの形で、自助努力をすべきだ。
- 会員数だが、例えば何人以上という人数の制約はいらぬのか。団体であれば、3人でも5人でもかまわないのなら個人に近い気がする。
- ◎ 団体の人数については、例えば運営スタッフのみの人数か、参加者を含めての人数なのかによって

も違ってくると思うが、現状はいかがか。

- 現状は、何人以上の団体を対象とするという定めはない。少人数から始まり、輪が広がれば人数も増えていくのではないかと思う。
- ◎ 会員数という意味はどうか、参加者も含めているのか？
- 会員数とは、その団体に所属している人数です。
- 立ち上げの時は少人数でも、趣旨に賛同してくださる方が増えて、継続できるということもあると思う。
- ◎ 育成という意味からいえば、あまり制限が無いほうが、現状としては良いかと思う。
- 制限するかということも含め、食糧費の扱いについて事務局から案を提出することとしましょうか。
- 食糧費については、目指すべき方向を市から指導し、伝えていけばよいのではないかと思うが、いかがか。
- 制限をかけるとボランティア団体にとって負担になり、助成金が利用しにくくなるため、この基金の趣旨から考えて、あまり制限しないほうが良いと思う。
- 食糧費については、制限をかけるという対応ではなく、自分達で少しでも参加費をおさめていただければよい、という対応でよいのではないか。
- ◎ これを言葉や条文にすると難しいので、目的に沿った助成金の使い方をしていけばよい、ということかどうか。
- 段階をふまないと一度には難しい。
- 交付決定の段階で、少し指導をしてはどうか。
- 食糧費に関しては、いくらかでも参加費をとってくださいという指導か。
- 受益者負担は、社会常識として定着していると思う。
- 団体によって、全額補助の範囲でやっている団体、100円や500円徴収している団体、何万円も自己負担している団体など様々だ。参加費をとるといっても、お金は全く色がついていないため、収入のどの部分を食糧費にあて、どの部分を何費にあてているという話になり、本当は補助の対象に食糧費をどう入れるか検討していかないと難しい面もある。このあたりは、運営委員、我々のほうで、いくらか口頭で伝えるなどのやり方で取り組んでいくということか。
- 団体の方から収支を報告していただいておりますが、実際にはそれ以上の支出があると思うので、基金を役立てていると受け取ってはどうか。できれば幅は広めて、基金を使っただけなら良いのではないかと考えている。
- 日常生活用具の関係だが、個人負担は世帯の状況によって違う。品目によって基準額が設けられており、基準額を超える部分についてはどの世帯についても負担をお願いしている。
所得税が生計中心者にかかっている場合は、それぞれの所得税の状況により費用負担をお願いしている。給付規則の世帯の階層区分というものがあり、これにより負担していただくかが決まっている。その年度の限度だが、もし予算額を超えても年度最後の精算で対応できるため、実質は限度はない状態である。基準年限があり、買ってからの年限は次の申請ができないことになっている。広報については、窓口に置いてチラシを配付したり、ホームページでの紹介、ケアマネージャーさんからの問い合わせがあった場合などに紹介をする、という状況である。
- ◎ これは、老人日常生活用具給付というもともとの制度を、基金で運用しているということか。
- はい、そうです。
- 制度が重複していないという理解でよいか。

- 障がい福祉課の分でいうと，介護保険と共通する品目は介護保険で給付することになっている。

承認

(3) 倉敷市地域福祉基金運営委員会規約・助成要綱の一部改正について

- 資料に従い説明を行った。
- ◎ 要綱改正案中の5会計年度という表現だが，説明を受けなければ分かりにくい。条文としては，こういう表現になるということか。
- ボランティア団体の方へは，5年間という表現で説明する。
- ◎ アンケートは書きやすいよう提案しているが，いかがか。

承認

(4) 倉敷市地域福祉基金運営委員会委託事業実施要綱の制定について

- 資料に従い説明を行った。

承認

3 閉会

以上により，議事を終了